

61	大気汚染に係る施設の規制事務の共同処理		環境・衛生 条例による事務処理特例制度 地方公共団体間の協働
団体名	かわちながのし とんだばやしし 河内長野市、富田林市、 おおさかさやまし たいしちょう 大阪狭山市、太子町、 かなんちょう ちはやあかさかむら 河南町、千早赤阪村(大阪府)	人 口	324,494 人 ※3市2町1村人口の合計
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業者の事務負担を軽減するため、平成 24 年 1 月、事務処理特例条例により、大気汚染防止法上の施設等の規制に係る事務が市町村に移譲された。</li> <li>○ 身近な窓口で、他の環境法令上の規制事務との一体的な処理が可能になり、手続に係る事業者の負担が軽減。</li> <li>○ 近隣市町村が専門職員を共同で設置し、事務処理の効率化及び専門性の確保を実現。</li> </ul>		
背景・目的	<p>南河内地区の3市2町1村(河内長野市、富田林市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村)には、金属や木材加工の工場が多く立地しており、多くの事業所が大気汚染防止法等の規制対象となるばい煙発生施設等を設置している(大阪府生活環境の保全等に関する条例の規制対象を含め、平成 26 年 3 月末現在、243 の事業所で設置)。</p> <p>従来は、大気汚染防止法上の規制対象施設に係る届出審査・立入検査等の事務を大阪府が実施していたが、事業者が届出等を行う際に府庁まで車で約1時間半かかり、手続を行う事業者にとっての負担になっていた。一方で、規制に係る審査等の事務を市町村が行うに当たって、化学分野における専門的な知識を有する人材の確保が必要であった。</p>		
内 容	<p>平成 24 年1月、事務処理特例条例により、大気汚染防止法上の施設等の規制に係る事務が南河内地区の3市2町1村に移譲された。これにより、事業者は各市町村で届出・報告等の手続を行うことができるようになった。</p> <p>また、移譲に当たっては、地方自治法の規定により、3市2町1村で化学分野の専門職員2名を共同設置(幹事市の河内長野市に分担配置)し、これらの職員に届出審査・立入検査等の専門的な事務を一括して担わせることとした。これにより、市町村においても、専門性を確保しつつ、事務処理を効率的に行うことが可能となっている。</p>		
効 果	<p>手続の窓口が身近になり、また、他の環境法令上の規制事務(例:大阪府生活環境の保全等に関する条例に係る事務)と一体的に処理できるようになったことで、手続に係る事業者の負担が軽減した。</p>		
担当課 関連サイト	<p>河内長野市環境共生部環境政策課(幹事市)  <a href="http://www.kouiki321.jp/kougaikisei/index.html">http://www.kouiki321.jp/kougaikisei/index.html</a>(南河内広域連携室 HP)</p>		

62	水資源保全条例の制定		環境・衛生 自主条例の活用
団体名	北海道	人口	5,465,451 人
事例のポイント	<p>○ 北海道では、近年、水源周辺での利用目的の不明な大規模土地取引や一部地域において外国資本等による土地取引の状況が把握できていないことを背景に、平成 24 年 3 月、「北海道水資源の保全に関する条例」を制定（都道府県では全国初）。</p> <p>○ 条例に基づき、知事は「水資源保全地域」を指定し、当該地域内の土地取引を行う者に対し、事前の届出を義務付け。</p> <p>○ 平成 26 年 4 月現在、道内 54 市町村の 152 地域を水資源保全地域として指定しており、水資源保全地域の土地取引を行政が事前に把握することで、適正な土地利用が確保され、豊かな水資源の保全に寄与。</p>		
背景・目的	<p>北海道には、清らかで豊かな水資源が多数存在するが、近年、水源の周辺における利用目的が明らかでない大規模な土地取引や一部地域において外国資本等による土地取引の状況が把握できていないという問題が起きた。</p> <p>そこで、かけがえのない水資源を次の世代に引き継いでいくため、平成 24 年 3 月、北海道や市町村、事業者、道民が、それぞれの役割を認識し、一体となって北海道の水資源の保全に取り組んでいくことを定めた「北海道水資源の保全に関する条例」を全国の都道府県で初めて制定した(同年 4 月施行)。</p>		
内容	<p>「北海道水資源の保全に関する条例」では、水資源保全地域として知事が指定した地域内の土地取引を行う場合、売主が契約の 3 か月前までに売却先の氏名や住所、利用目的などについて、知事に届出を行うことを義務付けている。</p> <p>面積の基準はないため、取引を行う土地面積が小さくても届け出ることが必要である。届出を受けた北海道は、市町村や専門家の意見を聞いた上で届出者に助言を行う。届出者は、買主に助言の内容を伝達する。</p> <p>届出を行わなかったり、虚偽の報告をした場合は、知事が売主に対して勧告を行う。勧告に従わない場合、氏名等が公表される。</p> <p>現在、国土利用計画法や森林法における土地所有の届出先が市町村であることを踏まえ、本条例における届出事務の市町村への移譲を進めており、平成 26 年 4 月時点で 3 市町へ移譲済みである。</p>		
効果	<p>平成 26 年 4 月現在、道内 54 市町村の 152 地域が水資源保全地域として指定されている。土地取引の事前届出制は平成 24 年 10 月から開始され、平成 24 年度に 3 件、平成 25 年度に 13 件の届出があった。水資源保全地域の土地取引を行政が事前に把握することで、適正な土地利用が確保され、水資源の保全につながっている。</p> <p>なお、平成 26 年 3 月、水循環に係る基本理念、水循環施策に係る国や地方公共団体の責務等について定めた「水循環基本法」が国会で成立した。これにより、各地域の特性に応じた水資源保全の取組の更なる活発化が期待される。</p>		
担当課 関連サイト	<p>北海道総合政策部政策局土地水対策課  <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/stt/mizusigen/mizusigen.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/stt/mizusigen/mizusigen.htm</a></p>		

63	地下水保全条例の制定		環境・衛生 自主条例の活用
団体名	みやこじまし 宮古島市(沖縄県)	人口	54,519 人
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 宮古島市は、飲料水及び産業用水とも 100%地下水に依存する全国でも稀な地域。このため、平成 21 年 6 月、地下水を「公水」と位置付け、地域の共有財産とする「宮古島市地下水保全条例」を制定。</li> <li>○ 条例に基づく基本計画において、地下水の利用調整に関する基本方針、地下水採取許可基準等について規定。</li> <li>○ 条例の制定により、地下水に関する市民意識の向上のほか、地下水採取許可等の判断基準の明確化が、適正かつ効率的で透明性の高い事務執行に寄与。</li> </ul>		
背景・目的	<p>宮古島市(平成 17 年 10 月、旧平良市、城辺町、上野村、下地町、伊良部町の 5 市町村が合併)は、飲料水及び産業用水とも 100%地下水に依存する全国的にも他に例を見ない地域であり、地下水の保全が社会の成立要件となっている。そのため、市町村合併以前の昭和 40 年より旧団体において地下水の保護に関する条例(宮古島地下水保護管理条例、宮古島水道水源保護条例)が存在し、新市誕生後もその条例を引き継ぎ地下水の保全と利用調整を図ってきた。</p> <p>しかし、旧条例制定時と比べ水需要の増大により水資源を取り巻く環境が大きく変わっており、地域社会を守るためには、より厳格な水資源の管理が必要になってきた。</p> <p>そこで、地下水を「公水」と位置付け、地域共有の財産であるという理念の下に地下水の保全や適正管理を行い、住民がその恩恵をより享受できるよう、平成 21 年 6 月、新たに「宮古島市地下水保全条例」を制定した(同年 10 月施行)。</p>		
内容	<p>「宮古島市地下水保全条例」では、地下水が公共的資源であることを明示し、その認識の下に地下水が適正かつ有効に利用されるよう、地下水の保全を図るための措置について定めている。</p> <p>具体的には、本条例に基づく「地下水利用基本計画」の中で、地下水の利用調整に関する基本方針や地下水採取許可基準のほか、水道水源保全地域における特定の対象事業に係る事業場(ゴルフ場など、水道水源の地下水水質を汚染するおそれのある事業場等)の設置基準等について定めている。</p> <p>また、本条例により設置された「地下水審議会」では、これらの基準に基づき、重要事項について調査審議し、各事項の許可や認定等を行っている。違反行為に対しては、行政指導が行われ、罰則規定もある。</p>		
効果	<p>水の確保に苦勞してきた地域事情もあり、もともと市民の地下水保全に対する意識は高かったが、本条例の周知徹底により、地下水が地域共有の財産であるという認識が広まり、無秩序な取水の防止につながっている。</p> <p>行政側にとっては、地下水採取許可等の判断基準が本条例によって明確化されたことにより、判断の迅速化など、適正かつ効率的な事務執行につながっている。このことは申請者側にとっても判断基準の透明性の確保、結果が出るまでの所要時間が短縮された点において大きなメリットになっている。</p> <p>また、違反行為に対しては行政指導や罰則等の規定もある。これが違反行為に対する抑止力となっており、地下水の保全につながっている。</p>		
担当課 関連サイト	<p>宮古島市生活環境部環境衛生課  <a href="http://miyakojimajyouge.jp/jyourei_chikasui.pdf">http://miyakojimajyouge.jp/jyourei_chikasui.pdf</a></p>		

64	元気な里山里海づくり		環境・衛生 住民との協働
団体名	石川県	人口	1,163,089人
事例のポイント	<p>○ 石川県では、近年、生活様式の変化や過疎・高齢化により人が離れた里山の荒廃が課題。このような中、平成23年6月、「能登の里山里海」が、国際連合食糧農業機関（FAO）により、日本で初めて世界農業遺産に認定。</p> <p>○ 里山里海の利用保全活動を推進するため、企業やNPO等と協働して「いしかわ里山創成ファンド」、「いしかわ版里山づくりISO制度」等の取組。</p> <p>○ 「いしかわ里山創成ファンド」で、県内の高校と連携し「なまこスイーツ」を開発するなど地域性を活かした取組が見られるほか、平成25年度、延べ5,062人の方々が里山保全活動に参加するなど、県民の里山里海づくりに対する意識が高まるなどの効果。</p>		
背景・目的	<p>石川県は、美しい里山を有しているが、近年、生活様式の変化や過疎・高齢化により人が離れた里山の荒廃が課題となっていた。そこで、企業やNPOなどと協働して、里山に人の手を戻し、荒廃から守る「元気な里山里海づくり」を推進している。</p> <p>このような中、平成23年6月、「能登の里山里海」は、国際連合食糧農業機関（FAO）により、日本で初めて世界農業遺産に認定され、これを契機に、さらに里山里海を未来へ引き継ぐための取組を行っている。</p>		
内容	<p>「元気な里山里海づくり」の取組として代表的なものは、平成23年5月に創設した「いしかわ里山創成ファンド」（総額53億円）である。これは、県と地元金融機関とが連携し、里山里海の資源を活用した生業の創出など、里山を元気にする民間の取組に対して支援を行うものである。</p> <p>このほか、平成23年、国際的な環境規格の考え方を参考に、企業、地域団体等が行う里山里海保全活動を認証する「いしかわ版里山づくりISO制度」を創設するとともに、当該ISO認証団体等が主催する里山保全活動の参加者に対し県産農産物と交換できるポイントを付与する「いしかわ里山ポイント制度」を設け、里山保全活動への個人の自主的な参加を促進している。</p> <p>平成25年9月には、石川県・福井県が共同代表として、里山里海の利用・保全の国内における推進組織として「SATOYAMAイニシアティブ推進ネットワーク」を設立した。全国の企業、研究機関、NGO・NPO、行政など101団体が参画し、多様な主体の連携の下、里山の利活用・保全活動の裾野の拡大と質の向上を目指している。</p>		
効果	<p>「いしかわ里山創成ファンド」については、「かあさんの学校食堂」や、県内の高校と連携した「なまこスイーツ」の開発など、地域性を活かした取組を平成23年度から25年度までの3事業年度で49件採択した。</p> <p>里山づくりISO認証団体として、平成26年3月時点で、193団体を認証している。</p> <p>こうした取組を進める中で、平成25年度には延べ5,062人の方々が里山保全活動に参加するなど、県民の里山里海づくりに対する意識が高まるなどの効果が見られる。</p>		
担当課 関連サイト	<p>石川県環境部温暖化・里山対策室 <a href="http://www.pref.ishikawa.lg.jp/ontai/">http://www.pref.ishikawa.lg.jp/ontai/</a>  石川県農林水産部里山振興室 <a href="http://www.pref.ishikawa.lg.jp/satoyama/">http://www.pref.ishikawa.lg.jp/satoyama/</a></p>		

65	環境未来都市の推進		環境・衛生 住民との協働
団体名	北九州市(福岡県)	人口	982,763 人
事例のポイント	<p>○ 北九州市は、市民運動を機に企業や行政が一体で公害を克服した歴史を持つ。この過程で蓄積した環境に関する技術や人材を活かし、資源循環やエネルギーなどの課題に先導的に取り組み、平成 23 年 12 月、国から「環境未来都市」に選定された。</p> <p>○ 環境未来都市の推進に当たっては、地域の力・地域のつながりを活用した自立的な展開により、住民の自主性を引き出しながら、まちの緑化、高齢者の生きがい・健康づくり、多世代交流など様々な価値を創出する取組を展開。</p> <p>○ 「ふれあい花壇・菜園事業」では、草刈り等の管理経費の軽減を図りつつ、まちなかの緑を増やし、地域住民の活動・交流の場を創出する一石三鳥の効果を創出。</p>		
背景・目的	<p>北九州市は、我が国の産業の近代化を牽引してきた工業都市である。一方で、経済発展に伴い甚大な公害が発生した。これを、市民運動を機に企業や行政が一体となって克服した歴史を持つ。</p> <p>この過程で蓄積された環境に関する技術や人材を活かし、資源循環やエネルギーなどの課題に先導的に取り組み、平成 23 年 12 月、国から「環境未来都市」に選定された。</p>		
内容	<p>北九州市環境未来都市では、「地域や都市(まち)の中で人が輝く、賑わい・安らぎ・活力のあるまち」をコンセプトに、再生可能エネルギーの導入やスマートコミュニティの取組、市民に身近な場所での健康づくりや多世代交流などの取組、アジア低炭素化センターを核とした都市インフラの海外展開などを実施している。</p> <p>環境未来都市の取組を推進する上で最も大切にしていることは、「地域の力、地域のつながりを活用した自立的な展開」を図ることにある。</p> <p>例えば、「まちの森プロジェクト」という取組は、「どんぐりを拾う」「苗木を育てる」「植樹する」という一連の行動を通して、市民が 100 万本の植木を植えていく。この取組では、①参加する市民それぞれが役割を持ち行動することで、元気な高齢者が生まれるとともに、健やかな子どもが育つ、②身近な地域で多世代の方々が参加して、まちなかの緑を増やすことで、より良い地域づくりと環境づくりが進む、③この経験を通じて地域活動がさらに活発になり、地域のつながりが一層強まる、というサイクルが生まれることを狙いとしている。</p> <p>また、「まちの森プロジェクト」の新たな展開として、まちなかの未利用市有地などを地域の自治組織などに無償で貸し出し、花壇・菜園などに活用してもらう「ふれあい花壇・菜園事業」を始めた。これは、単に趣味としての花壇・菜園づくりを推奨するのではなく、「街なかの緑の増加」「高齢者の生きがい・健康づくり」という基本目的に加え、「多世代交流事業」など、ふれあい花壇・菜園という「場」を利用して様々な価値を創出することを目的に加えたことが特徴である。実施に当たっては、未利用地の形状や面積、立地条件がそれぞれ異なる中で、なるべく地域の希望や活動計画に沿った整備内容となるよう、利用を希望する自治組織と何度も協議を重ねた。</p>		
効果	<p>「環境未来都市」という視点が加わったことは、未利用市有地の有効活用という従来からの課題に、「多世代交流事業」といった新たな切り口で取り組む契機となった。</p> <p>既存の市民農園等は専ら郊外に位置し、利用者は遠方まで出かける必要があったが、「ふれあい花壇・菜園」はまちなかの未利用地を活用することで、地域住民が地域に密着した場所で気軽に活動できるようになった。草刈り等の管理経費の軽減を図りつつ、まちなかの緑を増やし、地域住民の活動・交流の場を創出する一石三鳥の事業となっている。</p>		
担当課 関連サイト	<p>北九州市総務企画局政策部政策調整課  <a href="https://www.city.kitakyushu.lg.jp/soumu/02000009.html">https://www.city.kitakyushu.lg.jp/soumu/02000009.html</a></p>		

66	エネルギーの地産地消		環境・衛生
			自主条例の活用
団体名	山梨県	人口	863,917人
事例のポイント	<p>○ 山梨県では、CO2 排出量の増加が課題であったところ、長い日照時間等の地勢・気象条件を活用した再生可能エネルギーの利用促進などを図るため、平成 20 年 12 月、「山梨県地球温暖化対策条例」を制定。</p> <p>○ 平成 25 年 4 月、2050 年頃までに県内の消費電力全てをクリーンエネルギー発電で賄う「エネルギーの地産地消」の実現を目指したロードマップを策定。</p> <p>○ 平成 26 年 3 月末時点で、住宅用太陽光発電の普及率 8%（※導入件数/一戸建住宅戸数）、年間需要電力が 9%減（平成 25 年度。平成 20 年度比）となるなどの効果。</p>		
背景・目的	<p>山梨県では、2005 年当時の CO2 排出量が 1990 年に比べて約 15%増加したことから、急峻な地形、長い日照時間という地勢・気象条件を活用した再生可能エネルギーの利用促進などを図るため、平成 20 年 12 月、「山梨県地球温暖化対策条例」を制定した（平成 21 年 4 月施行）。</p>		
内容	<p>平成 21 年度に策定した「やまなしグリーンニューディール計画」では、山梨県の「恵まれた自然環境を活かし、クリーンエネルギーの普及促進に取り組むことにより、低炭素社会の実現と経済活性化の両立を目指す」として、太陽光発電、小水力発電、木質バイオマス、燃料電池を 4 つのクリーンエネルギーとしている（「4 つの車輪」）。</p> <p>この成果を踏まえて、平成 25 年 4 月に策定したのが「やまなしエネルギー地産地消推進戦略～「エネルギーの地産地消」実現に向けたロードマップ～」である。</p> <p>ロードマップは 2 つの柱から成り立っている。1 つは省エネルギー対策により、2050 年頃までに需要電力を東日本大震災前より 20%削減する。もう 1 つはクリーンエネルギーによる電力を、2050 年頃までに 3 倍以上にする。両方の目標を達成すれば、県内の消費電力需要を 100%クリーンエネルギー発電で賄う「エネルギーの地産地消」が実現する。</p> <p>2020 年までの中期目標としては、住宅用太陽光発電の普及率 20%（2011 年時点普及率 4.9%）、メガソーラー 30 か所（2011 年時点 3 か所）という目標を設定した。</p> <p>目標達成に向け、住宅を対象とした設置費補助金の支給（上限 8 万）や設置プランの情報提供、内陸部では国内最大級となるメガソーラー（最大出力約 1 万キロワット）を誘致した。省エネに向けた運動としては、家庭向けの省エネイベントやエコ診断の実施、事業者向けの省エネセミナーの開催や省エネ優秀事業者の表彰を行っている。</p>		
効果	<p>取組を続けた結果、平成 26 年 3 月末時点で、住宅用太陽光発電の普及率 8%（※導入件数/一戸建住宅戸数）、平成 26 年 3 月末時点で、メガソーラーが 23 か所稼働となっている。年間需要電力については、平成 25 年度は、条例施行前の平成 20 年度と比較して 9%減となった。</p>		
担当課 関連サイト	<p>山梨県エネルギー局エネルギー対策課  <a href="https://www.pref.yamanashi.jp/energy-seisaku/chisanchishou.html">https://www.pref.yamanashi.jp/energy-seisaku/chisanchishou.html</a></p>		